

ConforMeeting 試用版 使用許諾条件

2020年7月1日

改訂 2021年8月20日

NECソリューションイノベータ株式会社

NEC ソリューションイノベータ株式会社（以下「弊社」といいます）がご提供するソフトウェア製品「ConforMeeting」試用版（以下「ソフトウェア」といいます）は、以下に定める本使用許諾条件にご同意いただいたお客様に限り、ソフトウェアをダウンロードし、使用することができます。なお、ソフトウェアをダウンロードした場合、お客様は本使用許諾条件にご同意したものとみなします。

1. 使用権

1. 弊社は、お客様に対し、ソフトウェアを評価する目的（以下「本目的」といいます）でのみ、ソフトウェアを使用する権利（以下「使用権」といいます）を無償で許諾します。
2. ConforMeeting の導入をご検討中の法人のお客様に限りご提供するものであり、本目的以外の目的で使用することはできません。
3. お客様は本目的の範囲内でのみ、ソフトウェアと併せて弊社が提供するソフトウェアに付随するマニュアル等の関連資料（以下「関連資料」といいます）を、本使用許諾条件の定めに従うことを条件に使用することができます。
4. お客様は、弊社がお客様に別途提供する Amazon Web Service Inc. の 1 個の AmazonEC2(Elastic Compute Cloud)のインスタンス（以下「評価環境」といいます）においてのみ、ソフトウェアを使用することができます。
5. お客様は、ソフトウェアを日本国内においてのみ使用することができます。
6. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - ① ソフトウェアおよび関連資料を複製（第4項に基づき使用する場合における複製を除きます）、改変、翻訳、リバースエンジニア、逆コンパイル、逆アッセンブルし、またはソフトウェアに基づいて派生物を作成すること。
 - ② ソフトウェアおよび関連資料を第三者に開示、頒布、賃貸、リースし、またはこれらに担保権を設定すること。
 - ③ ソフトウェアおよび関連資料に付された著作権、特許権その他知的財産権に関する表示またはラベルを変更または除去すること。
 - ④ ソフトウェアの使用により得たログ等のデータ（以下「データ」といいます）を、ソフトウェアの評価以外の目的で使用すること。
7. ソフトウェアには本使用許諾条件以外のライセンス契約に基づきお客様に使用許諾される部分が含まれます。かかる部分に関しては、当該ライセンス契約の条件が本使用許諾条件に優先して適用されるものとします。当該ライセンス契約の条件に関しては、ライセンス契約時に確認できるものとします。

2. 期間

1. 本使用許諾条件に基づくソフトウェアの使用期間は、ソフトウェアの使用の開始時に弊社より提示する期間までとします。
2. 弊社は、お客様が本使用許諾条件のいずれかの条項に違反したときは、いつでもソフトウェアの使用権を終了させることができるものとします。
3. ソフトウェアの使用権が終了した場合、本使用許諾条件に基づくお客様のその他の権利も同時に終了するものとします。お客様は、ソフトウェアの使用権が終了した場合および弊社が要求した場合は、直ちにソフトウェア、関連資料およびデータを返却または廃棄するものとします。お客様は、弊社がソフトウェア、関連資料およびデータの廃棄を要求した場合は、当該廃棄を実施したこと証する旨の書面を、弊社の要求に基づき弊社に提出するものとします。

3. ソフトウェアの権利移転等

1. ソフトウェアおよび関連資料に関する著作権、特許権その他知的財産権（以下「知的財産権」と総称します）は弊社に帰属するものとします。お客様によるソフトウェアおよび関連資料の使用ならびに本使用許諾条件により、ソフトウェアおよび関連資料に関する知的財産権がお客様に移転されるものではなく、あわせて本使用許諾条件に明示的に規定する以外の権利がお客様に許諾されるものではありません。
2. お客様は、ソフトウェアおよび関連資料の譲渡、移転、使用権の第三者に対する再使用許諾またはその他の処分をすることはできません。

4. 保証

弊社は、ソフトウェアおよび関連資料を"**現状有姿**"でお客様に提供し、ソフトウェアおよび関連資料に関して、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことの保証、バグ等の不具合が存在しないことを含め、明示または黙示のあらゆる保証をお客様および第三者に対して行わないものとします。

5. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様に生じた損害および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。

6. 秘密保持

お客様は、ソフトウェア、関連資料、データその他ソフトウェアの使用により得た情報を第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

7. その他

1. お客様は、いかなる方法によってもソフトウェア、関連資料およびデータを日本国外に

輸出してはなりません。

2. 使用権が終了した場合その他本使用許諾条件に基づくお客様と弊社とのソフトウェアの使用に関する契約が終了した場合といえども、3条（ソフトウェアの権利移転等）、4条（保証）、5条（責任の制限）、6条（秘密保持）および本条の規定はなお有効に存続するものとします。

3. 本使用許諾条件ならびにソフトウェアおよび関連資料の使用に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

改訂履歴

2021年8月20日：2（期間）第1項を変更